

6.7.2.8.4 容積 1,900 l 未満のポータブルタンクは全て圧力逃がし装置を備えなければならないが、6.7.2.11.1 にしたがっていれば、これは破裂板であっても差し支えない。スプリング式圧力安全弁を用いない場合は、破裂板は、試験圧力に等しい公称圧力で破裂するように設計しなければならない。

6.7.2.8.5 圧力による排出装置を有するポータブルタンクにあつては、吸口管部に胴体の最大許容使用圧力を超えない圧力で作動するように設定された適当な圧力逃がし装置を備えなければならない。止め弁を胴体の入口にも設けなければならない。

#### 6.7.2.9 圧力逃がし装置の設定

6.7.2.9.1 タンクは運送中、操作手順によって圧力の異常な変動を生じることはない。本装置は過大な温度上昇によってのみ作動するものであることに留意しなければならない。(6.7.2.12.2 参照)。

6.7.2.9.2 規定された圧力安全弁は、4.5bar 以下の試験圧力を有するタンクにあつては、試験圧力の 5/6 の公称圧力により、4.5bar を超える試験圧力を有するタンクにあつては試験圧力の 2/3 の値の 110%に相当する公称圧力により作動を開始するよう設定しなければならない。放出作動後の弁は、放出開始圧力より 10%低い圧力に低下するまでの間に閉鎖し、これより低い圧力においては常に閉鎖したままでなければならない。この要件は、真空安全装置又は真空安全装置と圧力逃がし装置との組合せの使用を妨げる、と解釈しないことを前提とする。

#### 6.7.2.10 可溶栓

6.7.2.10.1 可溶栓は、その熔融温度におけるタンク内の圧力がタンクの試験圧力を超えないことを条件として、110°Cから 149°Cまでの温度範囲内で作動するものでなければならない。可溶栓は、タンク頂部の蒸気スペースにもうけなければならない。かつ、設置環境の熱から遮蔽されてはならない。可溶栓は、2.65bar を超える試験圧力のポータブルタンクには用いてはならない。高温輸送物質向けのポータブルタンクに用いる可溶栓は、輸送中の最高温度上昇より高い温度で作動するように設計されなければならない。主管庁又は認証機関を満足させなければならない。

#### 6.7.2.11 破裂板

6.7.2.11.1 6.7.2.8.3 に規定する場合を除き、破裂板が用いられる場合には、破裂板は、試験圧力に等しい公称圧力において破裂するものでなければならない。破裂板を用いる場合には、6.7.2.5.1 及び 6.7.2.8.3 の規定に特に注意しなければならない。

6.7.2.11.2 可溶栓は、供給するポータブルタンクの真空圧にも対応しなければならない。

#### 6.7.2.12 圧力逃がし装置の能力

6.7.2.12.1 6.7.2.8.1 に規定するスプリング式安全弁は直径 31.75 mm以上のものでなければならない。真空安全弁を用いる場合は、貫通面積が 284cm<sup>2</sup> 以上のものでなければならない。

6.7.2.12.2 タンクが完全に火災に包まれた場合における逃がし装置の全排出能力は、当該圧力装置の放出開始圧力より 20%高い圧力タンク内の圧力を制限するのに十分なものでなければならない。規定された全排出能力を満足させるため、非常圧力逃がし装置を用いても差し支えない。これらの装置は、可溶栓、スプリング式安全弁、破裂板、又はスプリング式安全弁と破裂板のコンビネーションでもよい。逃がし装置の全容量は、6.7.2.12.2.1 の式又は 6.7.2.12.3 の表を用いて決定することが出来る。

6.7.2.12.2.1 安全装置の総放出能力は、数個の装置がある場合は、個々の放出能力の合計とみなして差し支えないが、これを決定するに際し次の式を用いることができる。:

$$Q = 12.4 \times (FA^{0.82}) / LC \times \sqrt{(ZT/M)}$$

ここに:

Q = は、最小排出率で標準状態が 1bar、0°C (273K) における空気量 m<sup>3</sup>/sec;

F = は、次に掲げる係数

断熱構造でないタンクにあつては F=1

断熱構造のタンクにあつては F=1/(649-t)/13.6

ただし、いかなる場合であっても 0.25 以上とする。

ここに:

U = 38°C における断熱材の熱伝導率 (kw·m<sup>-2</sup>·K<sup>-1</sup>)

t = 内容物の充填時における実測温度(°C)とし、これが不明の場合は t=15°C とする。:

上記の断熱構造のタンクに対して与えられる F の値は、断熱が 6.7.2.12.2.4 に一致するという条件で行うことができる。

A は、タンク胴体外表面の総面積 m<sup>2</sup>;

Z は、蓄圧状態におけるガスの圧縮係数(この係数が不明な場合は、Z=1.0 とする);

T は、蓄圧状態における圧力逃がし装置上の絶対温度、ケルヴィン単位(°C+273)による。;

L は、蓄圧状態における液体の蒸発潜熱、KJ/kg;

M は、放出ガスの分子量;

C は、等式(2)から得られる定数である。比熱率 K の関数として下式から導かれる。

$$K = Cp/Cv$$

ここに:

Cp = 定圧比熱

Cv = 定積比熱;

K > 1 の場合は、

$$C = \sqrt{(k(2/(k+1)))^{(k+1)/(k-1)}}$$

K = 1 又は不明な場合は、

$$C = 1/\sqrt{e} = 0.607$$

ここに、e=数学的定数 2.7183 とする。

C は、以下の表からも採用することが出来る。

k	C	k	C	k	C
1.00	0.607	1.26	0.660	1.52	0.704
1.02	0.611	1.28	0.664	1.54	0.707
1.04	0.615	1.30	0.667	1.56	0.710
1.06	0.620	1.32	0.671	1.58	0.713
1.08	0.624	1.34	0.674	1.60	0.716
1.10	0.628	1.36	0.678	1.62	0.719
1.12	0.633	1.38	0.681	1.64	0.722
1.14	0.637	1.40	0.685	1.66	0.725
1.16	0.641	1.42	0.688	1.68	0.728
1.18	0.645	1.44	0.691	1.70	0.731
1.20	0.649	1.46	0.695	2.00	0.770
1.22	0.652	1.48	0.698	2.20	0.793
1.24	0.656	1.50	0.701		

6.7.2.12.2.2 上掲公式から算出に替えて、液体運送用として設計されるタンクは、6.7.2.12.2.3 の表により定まる寸法の安全装置を使用してもさし支えない。この表においては断熱係数を  $F=1$  とするが、断熱構造のタンクにおいてはこれに応じて修正をほどこさなければならない。この表を作成するうえで用いたその他の数値は：

$$M=86.7 \quad T=394K \quad L=334.94kJ/kg \quad C=0.607 \quad Z=1$$

6.7.2.12.2.3 1bar、0°C(273K)における空気量(m<sup>3</sup>/sec)緊急最小放出能力 Q は、以下の通りである。

A	Q	A	Q
外表面総面積 m <sup>2</sup>	毎秒空気量 m <sup>3</sup>	外表面総面積 m <sup>2</sup>	毎秒空気量 m <sup>3</sup>
2	0.230	37.5	2,539
3	0.320	40	2,677
4	0.405	42.5	2,814
5	0.487	45	2,949
6	0.565	47.5	3,082
7	0.641	50	3,215
8	0.715	52.5	3,346
9	0.788	55	3,476
10	0.859	57.5	3,605
12	0.998	60	3,733
14	1.132	62.5	3,860
16	1.263	65	3,987
18	1.391	67.5	4,112
20	1.517	70	4,236
22.5	1.670	75	4,483
25	1.821	80	4,726
27.5	1.969	85	4,967
30	2.115	90	5,206
32.5	2.258	95	5,442
35	2.400	100	5,676

6.7.2.12.2.4 放出容積を減少させるための断熱装置は、主管庁又は認証機関によって承認されなければならない。全ての場合、この目的で承認される断熱装置は、以下の通りでなければならない。

- (a) 649℃までのいかなる温度においても性能が損なわれることなく、
- (b) 融点が700℃以上の素材によって断熱すること。

#### 6.7.2.13 圧力逃がし装置の表示

6.7.2.13.1 圧力逃がし装置は、以下の事項を明瞭に、かつ、消えないように表示しなければならない。

- . 1 放出開始の圧力 (bar 又は kPa) 又は温度 (°C)
- . 2 スプリング式逃がし装置の放出圧力の許容値
- . 3 破裂板の温度に対応する圧力比率
- . 4 可溶性の許容温度及び;
- . 5 逃がし装置の容量で標準状態の空気量  $m^3/sec$  ;  
可能の場合には、下記事項も表示しなければならない。
- . 6 製造者の名称及び型式番号

6.7.2.13.2 圧力逃がし装置に表示する流れ容量率は、ISO4126-1:1996 に従って決定しなければならない。

#### 6.7.2.14 圧力逃がし装置の結合部

6.7.2.14.1 圧力逃がし装置の結合部は、規定の放出量が安全装置に阻害されることなく通じることができるよう十分な寸法を有しなければならない。タンク胴体と圧力逃がし装置との間には締切り弁をもうけてはならない。ただし、保守及び他の理由により2組の装置を備え、実際使用中のほうの装置に属する締切り弁を開放状態に固定するか、又は2組の装置の少なくとも一方が常に使用状態となるよう締切り弁が連動しているものの場合を除く。圧力逃がし装置からの放出導管を用いる場合には、安全装置への最小の背圧で、開放蒸気又は液体を大気中に放出するものでなければならない。

#### 6.7.2.14 圧力逃がし装置の結合部

6.7.2.14.1 圧力逃がし装置の結合部は、規定の放出量が安全装置に阻害されることなく通じることができるよう十分な寸法を有しなければならない。タンク胴体と圧力逃がし装置の間には止め弁をもうけてはならない。ただし、保守及び他の理由により2組の装置を備え、実際使用中のほうの装置に属する締切り弁を開放状態に固定するか、又は2組の装置の少なくとも一方が常に使用状態となるよう締切り弁が連動しているものの場合を除く。ベント又は圧力逃がし装置に通じる開口に、胴体とこれらの装置からの流れを制限したり止めたりする障害するものがあるてはならない。圧力逃がし装置からベント管を用いる場合には、安全装置への最小の背圧で、開放蒸気又は液体を大気中に放出するものでなければならない。

#### 6.7.2.15 圧力逃がし装置の位置

6.7.2.15.1 各圧力逃がし装置の吸入部は、できる限りタンクの縦及び横の方向の中心に近い位置で、タンクの頂部にもうけなければならない。全ての圧力逃がし装置の吸入部は、満載状態で、タンクの蒸気スペースに取付け、放出蒸気を阻害することなく放散することができるようしなければならない。引火性物資には、放出蒸気が胴体に噴射することのないように装置を配置しなければな

らない。蒸気の流出方向を変える保護装置は、安全装置の所定能力を減じない範囲で許容される。

6.7.2.15.2 許可されていない者が装置に近づくことを防ぎ、かつ、タンクの転倒による損傷から装置を保護するための措置を講じなければならない。

6.7.2.16 計測装置

6.7.2.16.1 タンクの内容物に直接通じているガラス液面計又は他の破損しやすい素材製の計器は使用してはならない。

6.7.2.17 タンク支持台、枠構造、吊上用及び緊締用の付属具

6.7.2.17.1 タンクは、運送中における堅牢な基台となる支持構造を備えるよう設計し製造しなければならない。6.7.2.2.12 に明記する力及び 6.7.2.2.13 に明記する安全係数は、設計様式において考慮しなければならない。スキッド、枠構造、架台又は他の同様な構造物が可能である。

6.7.2.17.2 タンク支持台(例えば、架台及び枠構造)並びに吊上用及び緊締用の付属具の固定による複合応力が原因で、胴体のいずれの部分にも過度の応力の原因とならないようにしなければならない。全てのポータブルタンクには、恒久的な吊上用及び緊締用の付属具を備えなければならない。これらは、できる限り支持台に取付けることがのぞましいが、あるいはこれに替えて、これらの付属具は胴体の支持点に設けた補強板に固定することもできる。

6.7.2.17.3 支持台及び枠構造の設計に際しては、環境による腐しよくの影響に留意しなければならない。

6.7.2.17.4 タンクのフォークリフトポケットは、閉鎖できる構造のものでなければならない。フォークリフトポケット閉鎖の手段は枠構造と一体不可分のものであるか、又は枠構造に恒久的に取付けたものでなければならない。公称長さ 3.65 メートル未満の単一区画タンクには、次の場合には閉鎖できるものは必要ない。

- 1 タンクの胴体及び全ての付属物は、フォークの爪の衝撃に対し十分に保護されており:かつ、
- 2 フォークリフトポケットの中心点間の距離が、ポータブルタンクの最大長さの半分以上であること。

6.7.2.17.5 輸送中保護されていないポータブルタンクの場合には、4.2.1.2 に従って、胴体及び付属設備は、側面又は長手方向の衝撃又は転倒から生ずる胴体又は付属設備の損傷に対して保護されていなければならない。外部固着物は、ポータブルタンク表面の固着物の衝撃又は転倒で内容物が漏れることを防ぐものでなければならない。例えば、

- 1 横衝撃の防護は、胴体の中間線のレベルで両サイド長手方向の防護バーが可能である。
- 2 ポータブルタンクの転倒からの防護は、フレームに交差した強化リング又はバーが可能である。
- 3 後部衝撃の防護は、バンパー又はフレームが可能である。
- 4 ISO1496-3:1995 に従って ISO フレームを用いた衝撃又は転倒からの損傷に対する胴体の防護

## 6.7.2.18 設計承認

6.7.2.18.1 主管庁又は認定機関は、全ての新設計のポータブルタンクに設計承認証を交付しなければならない。この証書は、主管庁又は認定機関が検査されたこと、この章の規定に適合していること、及び、特定の、3.2章の危険物リスト、4.2章の物質に適用すべき条項に適していることを証明しなければならない。設計を変更しないでシリーズで製造されるポータブルタンクの場合は、証書は、全体のシリーズに有効であると見なさなければならない。証書は、設計型式試験報告、輸送可能な物質又は物質グループ、胴体及び防熱（ある場合）構造の材料及び承認番号を含まなければならない。承認番号は、その承認が交付された地を領有する国の識別記号又は符号、すなわち、道路交通に関する条約（1968、ウィーン）で表示される国際交通に用いる記号、及び登録番号から成るものでなければならない。6.7.1.2に従ういかなる代替措置も表示しなければならない。設計承認は、同一種類又は板厚の材料を用い、同一組み立て技術及び同一の支持装置、同等の閉鎖装置及びその他の付属品を用いたより小型のポータブルタンクにも適用できる。

6.7.2.18.2 設計型式承認の試験報告書は、少なくとも以下を含まなければならない。

- 1 ISO1493-3:1995に明記された適用すべきフレーム試験の結果
- 2 初回検査及び6.7.2.19.3の試験；及び
- 3 必要な場合は、6.7.2.19.1の衝撃試験の結果

## 6.7.2.19 検査及び試験

6.7.2.19.1 CSCにおいて「コンテナ」の定義に適合するポータブルタンクに対して、各設計の該当するプロトタイプは、衝撃試験を行わなければならない。プロトタイプポータブルタンクは、鉄道輸送において生じる持続的な特有の機械的衝撃を、満載状態のポータブルタンクのMPGMの4倍（4q）以上の衝撃力を減衰する能力があることを示さなければならない。衝撃試験の性能試験の適当な方法を規定した標準のリストは、以下の通りである。

アメリカ鉄道協会 - タンクコンテナの受容性に対する標準マニュアル及び勧告された訓練及び仕様(AAR.600)、1992

カナダ規格協会 - 危険物輸送のための高速道路用タンク及びポータブルタンク (B620-1987)

Deutsche Bahn AG Zentralbereich Technik, Minden - ポータブルタンク、長手方向動的衝撃荷重

Societe Nationale des Chemins de Fer Francais C.N.E.S.T. 002-1966 - タンクコンテナ、長手方向外部応力及び動的衝撃試験

Spoornet, South Africa Engineering Development Centre(EDC) - ISO タンクコンテナの試験、方法 EDC/TES/023/000/1991-06

6.7.2.19.2 各ポータブルタンクの胴体及び付属装置は、最初のサービスを行う前の最初の（最初の試験及び試験）検査及びその後は5年以内の期間を経た検査及び試験（5年定期検査及び試験）及び5年定期的試験及び検査の間の中間検査（2.5年定期検査及び試験）を実施しなければならない。2.5年中間検査は、指定日の3ヶ月以内に受検することが出来る。臨時検査及び試験は、6.7.2.19.7に従った必要な最後の定期的検査及び試験日に係わらず行わなければならない。

6.7.2.19.3 ポータブルタンクの初回試験及び検査は、設計内容の点検、内部及び外

部の検査、輸送する物質に係る付属品及び圧力試験を行わなければならない。ポータブルタンクの使用前に、気密試験及び付属装置作動試験を行わなければならない。胴体と付属設備の圧力試験を個別に実施する場合には、それらの組立て後に気密試験を行わなければならない。

6.7.2.19.4 5年定期検査及び試験は、内部及び外部の検査、並びに一般的に圧力試験を実施しなければならない。輸送中に液化しない毒物又は腐食性物質以外の固体物質を輸送に用いるタンクに対して、水圧試験は、主管庁の条件でMAWPの1.5倍の圧力で行うことが出来る。被覆材、断熱材及びこれに類するものは、タンクの状態確認に必要な範囲に限って取除かなければならない。胴体と付属設備の圧力試験を個別に実施する場合には、それらの組立て後に気密試験を行わなければならない。

6.7.2.19.4.1 加熱装置は、5年定期検査において、加熱コイル又はダクト圧力試験を試験検査で実施しなければならない。

6.7.2.19.5 2.5年の中間試験及び検査は、少なくとも内部及び外部の検査、輸送する物質に係る付属品及び圧力試験並びに付属設備の作動試験を行わなければならない。被覆材、断熱材及びこれに類するものは、タンクの状態確認に必要な範囲に限って取除かなければならない。単一の物質を輸送するポータブルタンクは、2.5年の試験は、主管庁又は承認機関の他の検査手続きに保留又は代用することが出来る。

6.7.2.19.6 ポータブルタンクは、6.7.2.19.2 で要求されている5年又は2.5年の定期的試験及び検査の有効期間が満了した後では運送のために危険物を充てんしてはならない。しかしながら、ポータブルタンクは、定期的試験及び検査の有効期間の満了の日より前に充てんされ、最後の定期的試験及び検査有効期間の満了の日から3ヶ月以内に輸送することができる。加えて、ポータブルタンクは、最後の定期的試験及び検査の有効期間を超えて輸送することが出来る。

- . 1 空にした後、洗浄前に、再充填の前に次の必要な定期的検査及び試験のために；及び
- . 2 主管庁により承認された場合以外で、最後の定期的試験及び検査有効期間の満了の日から6ヶ月以内に、廃棄又はリサイクルのために危険物の返送を許可に従って行う。この適用除外は、運送書類に明記しなければならない。

6.7.2.19.7 臨時試験及び検査は、ポータブルタンクの明らかな損傷又は腐食部分、又は漏洩、又はその他のポータブルタンクが元のままの状態から欠陥が示されている状態の時に必要である。臨時試験及び検査の範囲は、ポータブルタンクの損傷又は悪化の状態に依存しなければならない。臨時試験及び検査は、6.7.2.19.5に従った2.5年の定期的試験及び検査に含めなければならない。

6.7.2.19.8 内外観検査は、次により実施しなければならない。

- . 1 胴体は、輸送に安全でない胴体となるような、へこみ、腐食、又はすりきず、くぼみ、ゆがみ、もれを含む溶接又はその他の欠陥に対する検査を行わなければならない；
- . 2 配管、弁、加熱/冷却装置、及びガスケットの、充てん、排出及び輸送に安全でないポータブルタンクとなるような、腐食部分、もれを含むその他の欠陥；
- . 3 マンホールカバーの締め付け装置が操作可能であり、マンホールカバー又はガスケットから漏れがないこと；
- . 4 フランジの接合部及びブランクフランジのボルト又はナットの欠損を補充し、又はゆるみを締め付ける；

- ・ 5 全ての非常装置及び弁類は、腐食、ゆがみ、その他の通常の作動を害するような損傷又は欠陥がないこと。;
- ・ 6 内張がある場合は、内張製造者標準に従って検査が行われていること。;
- ・ 7 ポータブルタンクの必要な表示が適用基準に従って判読できること。及び;
- ・ 8 ポータブルタンクの吊り上げようの枠組み、支持装置及び付属品が安全な状態であること。

6.7.2.19.9 6.7.2.19.1、6.7.2.19.2、6.7.2.19.3、6.7.2.19.4、6.7.2.19.5 及び 6.7.2.19.7 の試験及び検査は、主管庁又は承認機関によって認められた専門家によって実施しなければならない。水圧試験を試験及び検査の一部として行った場合は、ポータブルタンクのデータ板に試験圧力を表示しなければならない。加圧状態で、胴体、配管又は付属設備からの漏洩を検査しなければならない。

6.7.2.19.10 胴体の切断、焼き付け及び溶接の全ての場合の作業は、主管庁又は承認機関の承認を得なければならず、胴体構造に用いた圧力容器コードに従って行わなければならない。原試験圧力での水圧試験は、全ての作業が完了してから行わなければならない。

6.7.2.19.11 安全でない状態の証拠が見つかった場合には、修正して試験を再試験し、合格するまで使用に供してはならない。

#### 6.7.2.20 表示

6.7.2.20.1 全てのポータブルタンクは、検査の際に近づきやすい場所に耐腐しよく性の金属製銘板を恒久的な方法で取付けなければならない。ポータブルタンクの配置のために、銘板を胴体に恒久的に取付けることができない場合には、少なくとも圧力容器コードにおいて規定される事項を表示しなければならない。この銘板には少なくとも次に掲げる事項を、刻印、又はこれと同等の方法により表示しなければならない。

製造国.....

U	承認	承認	代替措置のために
N	国	番号	“AA”

製造者の名称又は記号

製造番号

設計型式承認の承認機関

所有者の登録番号

製造年

胴体を設計した圧力容器コード

試験圧力	bar/kPa gauge*
------	----------------

最大許容使用圧力	bar/kPa gauge*
----------	----------------

外部設計圧力†	bar/kPa gauge*
---------	----------------

設計温度範囲	°Cから	°C
--------	------	----

水容量(20°C)	liters
-----------	--------

各区画の水容量(20°C)	liters
---------------	--------

加熱/冷却装置の最大許容使用圧力	bar/kPa gauge*
------------------	----------------

胴体材質及び材料標準規格



軟鋼による相当板厚 mm  
 内張りの材質(内張りを有する場合)  
 前回定期的試験の年月  
 月 年 試験圧力 bar/kPa gauge\*  
 前回試験実施者の刻印  
 \*該当する単位を表示すること  
 †6.7.2.2.10 参照

6.7.2.20.2 以下の情報をマークをポータブルタンクか識別板上に表示しなければならない。

オペレータ名  
 最大許容全質量 (MPGM) kg  
 容器重量 kg

6.7.2.20.3 あるポータブルタンクが外洋で取り扱われるために設計されかつ承認を受けている場合には、“オフショアポータブルタンク(OFFSHORE PORTABLE TANK)”の文字が識別板上に表示されなければならない。

6.7.3 クラス2に属する常温液化ガス輸送に用いる用ポータブルタンクの設計、構造、検査及び試験

6.7.3.1 定義

この節の目的のために：

「ポータブルタンク」とは、クラス2常温液化ガスを運送するために用いる容量が450ℓを超えるタンクである。ポータブルタンクは、胴体にガスの輸送に必要な稼動用付属物及び外部構造物を装備するものをいう。ポータブルタンクは、外部構造物を移動しないで内容物を充てん又は排出できなければならない。内容物満載の状態において吊上げによる船舶への積載又は陸揚げが可能でなければならない。輸送する車両、又は船舶に吊り上げて積み込めるよう設計され、機械荷役のためのスキッド、マウンティング又は付属設備が取り付けられていなければならない。タンク自動車、鉄道タンク車、非金属タンク、IBC's、ガスシリンダー及び大型容器は、ポータブルタンクには含まれない。

「胴体」とは、常温液化ガスを輸送するためのポータブルタンクの一部（厳密な意味でのタンク）であり、開口部及び閉鎖装置を含むをいう。開口部及び閉鎖装置を含むが、稼動用付属物及び外部構造物は含まない。

「稼動用付属物」とは、充填口、排出口、換気装置、安全装置、加熱装置、冷却装置及び断熱設備をいう。

「外部構造物」とは、胴体の補強、緊締、保護又は固定用の構造物をいう。

「最大許容使用圧力 (MAWP)」とは、作動状態においてタンク頂部で測定した下記圧力のうち高いほうの値以上の圧力をいうが、7 bar以上である。：

- 1 充填又は排出の際に胴体に加えることが許容される最大有効圧力；又は
- 2 胴体として設計された最大有効ゲージ圧力であって、下記分圧の合計より大きい圧力：
  - 1 4.2.4.2.6におけるポータブルタンクインストラクションT50に掲げられた常温液化ガスに対しては、MAWP (bar) は、そのガスのポータブルタンクインストラクションT50で与えられる。；及び
  - 2 その他の常温液化ガスに対しては、以下の和以上；